

住宅改修の申請及び施工上の注意点等について

1. 申請について

【住宅改修費支給申請に必要な書類】

(1) 事前申請

- ① **介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書**
（または、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）」
償還払いの場合、振込口座の写しを添付してください。）
- ② **住宅改修が必要な理由書**
- ③ **工事費見積書（原本）**
工事箇所ごとに費用を区分してあるもの。数量での一式という表示は不可。（区分するのが困難な経費等を除く）
- ④ **図面**
工事前後の状況、内容、規模を図示したもの。また、動線を確認しやすくするために「寝室」「居間」など部屋の用途が分かるよう具体的に記載してください。
- ⑤ **改修前の写真**
改修箇所ごとに撮影日のわかる写真。
- ⑥ **住宅所有者の承諾書**
住宅改修を必要とする被保険者と住宅の所有者が異なる場合。
- ⑦ **委任状**
償還払いで、振込口座が被保険者のものでない場合に必要。
- ⑧ **福祉住環境コーディネーター証等**
理由書作成者が福祉住環境コーディネーター等の場合のみ必要。（申請時に原本を提示してください。ただし、住宅改修理由書作成にかかる福祉住環境コーディネーター届出書を提出し、本市より通知された確認番号を理由書の作成者資格欄に記入されている場合は提出不要です。）
- ⑨ **受領委任払いに係る誓約書**
受領委任払いで申請するとき必要。（1事業者につき1回のみ）提出の際は、振込口座の通帳の写しを添付してください。

※理由書、見積書、図面、写真には、わかりやすいように、必ず統一された番号を記載してください。

(2) 完了届

- ① **介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費完了届**
- ② **領収書（原本）**
被保険者宛てのもので収入印紙等の不備がないもの。
- ③ **改修後の写真**
改修箇所ごとに撮影日のわかる写真。
- ④ **申出書**
受領委任払い申請で、改修業者が支給決定通知を必要とする場合のみ。

※事前申請の内容に変更が生じた場合は、工事費見積書、図面の提出が必要です。

【申請手続きについての注意点】

○事前申請

改修を行う前に申請が必要です。事前申請が承認されてから工事に着工してください。審査には7～10日ほどかかります。余裕のある申請をお願いします。早めの審査を希望する場合には、その理由（退院・退所が近いなど）を理由書に記載し、受付時に申し出てください。

○理由書

申請者の身体状況や介護状況を把握し、改修により日常生活をどう変えたいのか、何処にどのようなものを設置したいのかを、具体的に記載してください。

理由書を作成するのは、基本的には居宅サービス計画等を作成する（予定を含む）介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員です。

また、ケアプラン作成が見込まれない場合は以下の資格所持者が作成できます。

- ① 作業療法士・理学療法士
- ② 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の人
- ③ リフォームヘルパー

※理由書作成者が、担当介護支援専門員等と異なる場合は、十分に連絡調整を行い、協議済みであることを理由書に記載してください。

（例）平成○年○月○日 ○○居宅支援事業所 担当○○CMと協議済み

※現地確認日や作成日、生年月日等の記載漏れや誤りが多くみられます。申請前に再度ご確認ください。

○工事前後の写真

- ・撮影日は必ず写真中に写しこんでください。欄外や枠は不可です。
- ・工事箇所の全体が納まるように撮影してください。
（1枚に納まりきれない場合は何枚かに分けて撮影してください。）
- ・同じアングルで撮影してください。（前後の確認がしやすいように）
- ・改修する箇所の設置面がはっきり写っている写真。タオルやマットなどで隠れているものは不可です。
- ・手すり、踏み台等は、必ず固定されていることが確認できるようにしてください。
- ・スロープ等で両面テープを使用する場合は、その過程を撮影してください。

（両面テープ添付面→シールはがす→設置）

※踏み台、すべり止めテープ等、工事後に固定を確認できる写真が撮れない場合は、内側を金具止めしている様子や両面テープが付いている写真を撮っておくなどしてください。固定が確認できる写真が撮れない場合は、理由書作成者が確認した旨を写真の台紙等に記載してください。

（例）「踏み台について、固定していることを確認しました。

平成○年○月○日○○介護支援事業所 ○○ 印」

・段差の解消を行う工事箇所は、メジャー等を当て、高さが分かるようにしてください。全体写真だけでは、段差が解消されているか不明瞭な場合があります。

○承諾書

改修家屋が申請者本人の所有でない場合、承諾書が必要です。その際、申請者と承諾者（住宅所有者）が同姓であっても、異なる印鑑を使用してください。

また、所有者が亡くなり名義変更が行われていない場合は、相続の権利を有する全ての方の承諾書を準備してください。

○見積書・領収書

宛て名は、申請者になります。（フルネームで記載してください。）見積書には必ず社印を押印してください。

※厚労省から「介護支援専門員は複数の住宅改修事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明をすること」との通知がありました。詳しくは、介護保険最新情報 Vol. 664 をご参照ください。

○申立書

改修中（後）に申請者が死亡した場合、振込口座が申請者のものである時は、「申請及び受領に関する申立書」により、相続人の振込口座に変更してください。申請者と相続人の関係のわかる書類の添付が必要な場合があります。

※完了前に申請者が死亡した場合は、死亡時に完成している部分までが対象となります。

※工事を着工せずに中止した場合には、「取下げ書」の提出をお願いします。

2. 住宅改修の制度について

○支給限度基準額

被保険者ごと同一住宅で20万円です。支給限度基準額の範囲内であれば、複数回に分けて利用することができます。将来、被保険者の心身の状況に変化が生じること
も考慮に入れて、必要最小限の改修工事を適切に行ってください。

○住所地

介護保険被保険者証に記載されている住所地（住民票上の住所）の住宅改修が、支給対象となります。介護保険被保険者証と異なる住所地の改修は支給対象になりません。

○支給額

利用者の負担割合に応じて9割から7割分が支給されます。

○住宅改修費の履歴

過去に介護保険の住宅改修を行ったかどうか分からない、もしくは住宅改修の履歴を確認したい場合は、被保険者や介護支援専門員（ケアマネジャー）、地域包括支援センター担当職員にて市の介護保険課 給付係へ確認をお願いします。

○転居リセット

被保険者が転居した場合（住民票の届出手続きをした場合）は、転居前の住宅にかかる住宅改修費の支給状況とは関係なく、再度20万円まで利用できます。

○3段階リセット

初めての改修から要介護度等状態区分が3段階以上上がった場合には、それまでの利用状況に係わらず再度20万円まで利用できます。ただし、3段階リセットが適用されるのは、被保険者1人につき1回限りです。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分（着工日）
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2又は要介護1
第一段階	要支援1又は経過的要介護 旧要支援

例) 要介護1→要介護4の場合3段階リセット

○施工業者の指定

利用者の身体状況に応じて高齢者の住宅に適した改修を行うことができる施工業者であれば、特に指定はありません。

○その他申請時・制度上の注意事項

(1) 介護保険被保険者証等で、利用者負担の割合・認定期間・給付制限等を必ず確認してください。給付制限を受けている場合は、受領委任払いでの申請はできません。

(2) 入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合には、事前申請をして改修をすることは可能ですが、退院・退所するまでは給付が受けられません。着工承認後、住宅改修を行い、退院(所)後に完了届を提出してください。

(3) 事前申請後、退院・退所が長引き、工事を見合わせる場合、本人の状態変化が予想される時は、一旦、申請の取下げをしてください。退院・退所が決まってから、改めて、本人の状態を確認したうえで、再度、住宅改修の計画を立ててください。

(4) 改修の着工承認後、改修内容に変更が生じる場合は、変更の大小にかかわらず必ず市の介護保険課へご連絡ください。確認のないまま改修すると給付の対象とならない場合があります。

(5) 賃貸住宅を住宅改修し、退去時に現状復帰する必要がある場合、その費用は住宅改修費の給付対象にはなりません。

(6) 施設入所中の方が、月に数回、施設から帰宅するために手すり設置などの工事をする場合、施設入居者の生活の拠点は施設にあり、外泊時の在宅サービスは算定できないことになっていることから、住宅改修についても同様の取り扱いとし、支給の対象にはなりません。

3. 住宅改修の種類について

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものが対象です。

○可動式（はね上げ等）、取り外しのできる手すり、蓄光手すりは、理由書で必要性が認められた場合のみ対象となります。

○道路や共有部分の通路等への取付けは対象となりません。

(2) 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するためのものが対象です。

○理由書には段差解消の具体的な工事内容を明記してください。

例)「スロープの取付け」「床のかさ上げ・下げ」「敷居撤去」「踏み台」等

○踏み台は金具等で取付け固定しなければ対象となりません。

○ユニットバスによる段差解消の見積書（内訳書）は、床部分、壁部分等を細かく分けて明記してください。

○通路の新設、拡張は対象となりません。ただし車イスを利用する方が、他に通路を確保できない場合は対象となる場合がありますのでご相談ください。

○通路などの段差解消工事におけるスロープの傾斜は、バリアフリー法で定められている1/12以下としてください。（50センチの高さがある場合6メートル以上のスロープが必要です）個々の住宅環境などによりこれを満たせない工事に関してはご相談ください。ただし、建築基準法に則って1/8を超える工事はいかなる場合も支給対象となりません。

(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

○滑り止めマットのように本来そのまま敷くだけのものについては、接着剤等により固定しても対象にはなりません。また、福祉用具の対象にもなりません。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

○段差解消で敷居撤去した場合、扉の下に隙間ができますが、それを理由とした扉交換は認められません。この場合、扉の隙間を木材等で継ぎ足す工事が対象となります。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合が想定されます。

○和式便器から洗浄機能等が付加されている一体型の洋式便器への交換工事は対象になる場合がありますが、それに伴う電気工事は対象工事とは認められません。

(6) その他(1)～(5)までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- ①手すりの取付けのための壁の下地補強
- ②浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事
- ③床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)

【その他施工上の注意事項】

○住宅改修は被保険者の動線(家の中や敷地内で対象者が生活するために移動する流れ)上でなければ対象工事と認められません。介護者の動線は含まれませんのでご注意ください。

また、動線上必要最小限の工事が対象となります。

例) 玄関踏み台の幅 90センチ程度

屋外スロープ 車いすの場合100センチ程度 など

○給付対象になる工事でも補修・老朽化による交換目的の工事は給付対象となりません。(古くなった床を新しくする など)

○玄関、勝手口どちらにも手すりや踏み台を設置したいという場合には、その使い分けの必要性を理由書に記載してください。(最小限の工事をお願いしているため、外出のための出入り口に関する工事は基本的に1か所です)

○アパートなどにおける外階段、外部通路などの共有部分は対象外です。

○階段など、左右両側に手すり設置の場合は、両側に設置する理由(麻痺がある、片側の腕しか力が入らない等)を記載してください。

○自営業の店舗部分への手すり設置工事など、居住部分と同一の住宅であっても営業に資するものと考えられるものについては支給の対象になりません。

○仏壇へのお参りや趣味活動のための動線における改修は対象外です。

○既設手すりに加えて新たに手すりを設置する場合などは、既設のものだけでは不十分な理由を理由書に明記してください。

問い合わせ先

鹿児島市 介護保険課 給付係

(直通) 099-216-1280